

# 旭中学校いじめ防止基本方針

令和4年4月

萩市立旭中学校

(改定 令和2年8月)

# 目 次

1	いじめ防止等に関する基本的な考え方	1
	(1) いじめの定義	
	(2) いじめの禁止	
	(3) 求められる責務	
	(4) 基本的な認識	
	(5) 基本的な姿勢	
2	いじめの防止等のために学校が実施すべき事項	2
	(1) 「旭中学校いじめ防止基本方針」の策定	
	(2) いじめ対策委員会の設置	
	(3) 学校評価による評価・検証・改善	
	(4) 家庭、地域、関係機関等との連携	
3	学校が行う具体的な取組	4
	(1) 未然防止（いじめの予防）の取組	4
	① 生徒指導・教育相談の充実・強化	
	② 学校の教育活動を通じた取組	
	③ いじめを許さない学校・学級づくり	
	④ 情報モラル教育の推進	
	⑤ 家庭・地域との連携	
	⑥ いじめ防止等に係る取組の年間計画	
	(2) 早期発見（把握しにくいいじめの発見）の取組	7
	① 校内指導体制の確立	
	② いじめの早期発見に向けた具体的な取組	
	(3) 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）の取組	8
	① いじめに対する対応の流れ	
	② いじめのアフターケア	
	(4) いじめの解消	10
	(5) 重大事態への対応	10

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をする。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性のあることに、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識をもつ。しばしばいじられている生徒について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行う。行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行う。

### (2) いじめの禁止

「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめ防止対策推進法第4条）

### (3) 求められる責務

- **学校及び教職員の責務**（いじめ防止対策推進法第8条より）  
保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。
- **保護者の責務等**（いじめ防止対策推進法第9条より）  
子供がいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子供がいじめを受けた場合には、適切に子供を保護する責務がある。

### (4) 基本的な認識

- **いじめは、「人間として絶対に許されない、人権にかかわる重大な問題」である。**
  - ・「いじめは許されない」、「いじめる側が悪い」という毅然とした姿勢を示す。
  - ・いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。
- **いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こりうる問題」である。**
  - ・いじめは、同じ学級で仲のよい友達同士の間でも起こり得る。また、誰もが「いじめる側」にも、「いじめられる側」にもなり得る。
- **いじめは、「発見が難しい問題」である。**
  - ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。

- ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。
- **いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。**
  - ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
  - ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。
- **いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。**
  - ・子供の様子をいち早くキャッチした者が、その子供を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

## (5) 基本的な姿勢

- **人権が尊重された学校づくり・学級づくり**
  - ・「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的、計画的に人権教育に取り組む。
  - ・教育活動全体を通じて、生徒一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる人権が尊重された学校づくり・学級づくりを行う。
- **豊かな心を育む教育の推進**

生徒が「心を開き、心を磨き、心を伝え合う」ことができる道徳教育の充実や規範意識の醸成に向けた取組、他者への思いやりや社会性を育む取組を通して、豊かな心を育む教育を推進する。
- **教職員と生徒との信頼関係の構築**

生徒にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、生徒が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- **保護者・地域・関係機関との連携**

保護者や地域住民等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

## 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき事項

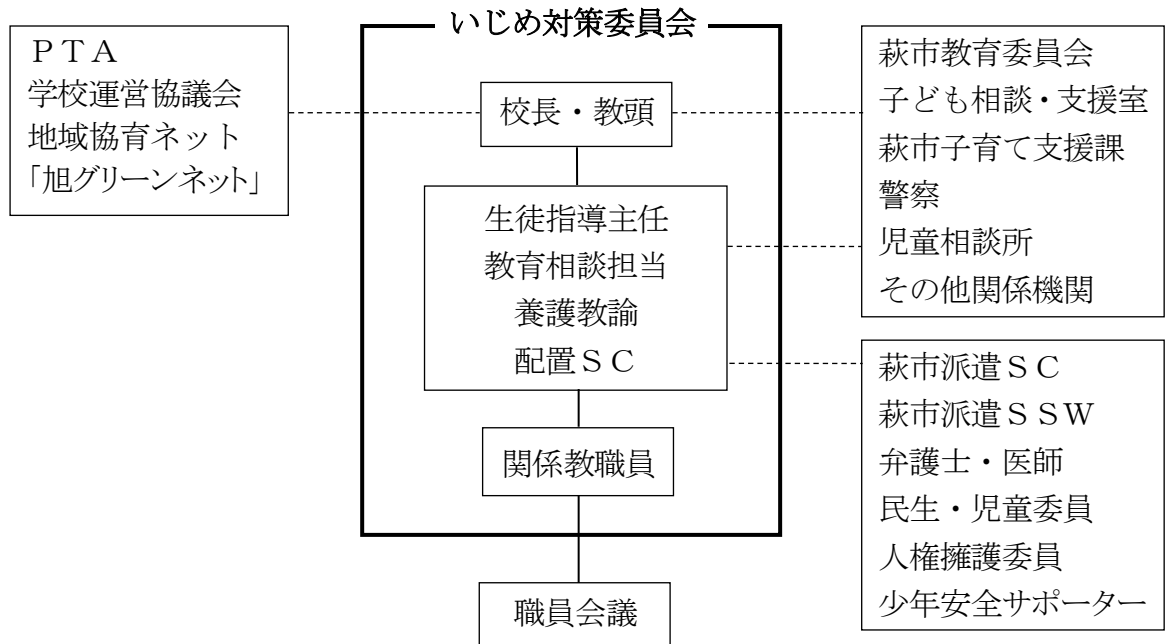
### (1) 「旭中学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、生徒・保護者や地域の意見等を踏まえ、法が定める「旭中学校いじめ防止基本方針」を策定し、生徒・家庭・地域に周知する。また、学校のホームページで公開する。

### (2) いじめ対策委員会の設置

- 「旭中学校いじめ防止基本方針」に基づく、いじめの防止等に係る各取組をより実効的に行うとともに、学校評価の評価項目に位置付け、P D C Aサイクルによる検証を行い、恒常的に改善を図る。年間3回実施（いじめ事案発生時には緊急開催）
- 「旭中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- 「旭中学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、「旭中学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行も含む。）

○ いじめ対策委員会の構成



**(3) 学校評価による評価・検証・改善**

- ・「旭中学校いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価アンケートの評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価することにより、いじめの防止等のための取組を検証し、改善を図る。

**(4) 家庭、地域、関係機関等との連携**

- ・「旭中学校いじめ防止基本方針」について、PTA総会や学校運営協議会、旭中学校区地域協育ネット協議会「旭グリーンネット」、学校ホームページや学校だより等を活用して、保護者や地域住民へ確実に周知する。
- ・家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。
- ・教育委員会への報告・相談
  - ◇ 定期報告 … 毎週、「新たに認知」及び「継続支援中」のすべての事案について報告する。
  - ◇ 臨時報告 … 「重大事態に類する事案」を認知した場合は、直ちに報告する。
- ・教育委員会と情報共有のもと、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関と平素から連絡・協議するなど、情報共有体制を構築する。
- ・教育相談の実施に当たり、法務局の「子どもの人権110番」「子どもの人権SOSミニレター」や、やまぐち総合教育支援センターの「24時間子どもSOSダイヤル（やまぐち子どもSOSダイヤル）」などの学校以外の相談窓口を、生徒・保護者へ周知する。

### 3 学校が行う具体的な取組

#### (1) 未然防止（いじめの予防）の取組

##### ① 生徒指導・教育相談の充実・強化

いじめの問題を解消するために、生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導を推進する。

##### ア 教職員の資質・能力の向上

- ・すべての教職員の共通理解を図るために、積極的に年に複数回いじめの問題に関する校内研修（事例検討、教育相談等）を実施する。
- ・SCやSSW、ネットアドバイザー等と連携しながら、いじめの問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を構築し、組織的・計画的な研修を行う。

（校内研修の実施計画）

◇ 情報交換会（毎週金曜日）や小中合同職員会議（毎月1回）で、すべての教職員が情報を共有し、課題の解決や防止に向けた対策を協議する。

◇ 明木小学校と連携し、教職員の資質向上をめざし、以下の研修を実施する。

■ 毎月の合同職員会議での情報交換

■ 教育相談に関する研修（SCとの連携）

■ いじめに関する事例研修（SCとの連携）

■ いじめに関する現状と課題に係る研修

■ 情報モラル研修

- ・教職員自身の人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

##### イ 児童生徒の行動観察

- ・給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動等、できるだけ生徒とふれあう機会を増やし、子どもたちの行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

##### ウ 生徒理解

- ・生活ノート、心のアンケート、県教委作成の「学校適応力調査『Fit』」など客観テストなどを通して生徒理解に努める。

##### エ 生徒指導部会の在り方

- ・問題行動等の報告・対応のみにとらわれず、各分掌・各学年と情報共有を図りながら、いじめの問題に対する取組等の検証・改善を図る場とする。

##### オ 教育相談の充実

- ・すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的・予防的な援助の機能を重視する。
- ・校内の相談窓口を生徒に周知し、不安や悩みなどを受け止める体制の充実を図る。
- ・同じ教職員が相談者になると生徒が話しにくいことも考えられるため、2学期は、学級担任だけでなく、他の教員や養護教諭等にも話を聴いてもらえるよう、生徒の希望をとる。
- ・心のアンケート結果に迅速に対応する体制づくり

毎週木曜日に実施し、気になる内容があれば、その日のうちに担任が教育相談を実施し生徒指導主任・教育相談担当・管理職で情報共有し、週をまたがず対応する。

## ② 学校の教育活動を通じた取組

- 互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重できるよう、学校の教育活動を推進する。
- 多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育成し、生徒一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりを推進する。
- いじめの防止・解決に向け、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。
- 部活動での部活動の顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力を育成し、好ましい人間関係づくりに取り組む。
- 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備
  - ・学校の業務改善を促進し、教職員が生徒と向き合う時間の確保に努める。

## ③ いじめを許さない学校・学級づくり

- ・生徒に、どんな行為がいじめにあたるか理解させ、学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・加害行為の抑止につながるよう、「いじめは許さない」「いじめる側が悪い」という毅然とした対応をする。
- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

## ④ 情報モラル教育の推進

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすいため、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像や動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること等を理解させるために、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。

## ⑤ 家庭・地域との連携

- 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭・地域社会に示し、緊密な連携の上に、いじめに対して協働して解決を図っていく。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、誠意のある対応を行う。
- 異校種間の情報共有や児童生徒への切れ目ない支援体制の構築等が重要であるため、明木小学校・佐々並小学校との情報共有や児童生徒への切れ目のない支援体制の構築に向け、異校種間連携の一層の促進に努める。
- 保護者や地域住民との信頼関係の構築
  - ・学校だよりやホームページ、学校運営協議会・旭グリーンネット等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。
- 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

⑥ いじめ防止等に係る取組の年間計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中合同職員会議</li> <li>年間計画作成</li> <li>学校いじめ防止基本方針の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校との情報交換</li> <li>学級づくり・学級目標</li> <li>PTA執行部会、役員会</li> <li>PTA総会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級づくり</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中合同職員会議</li> <li>学校運営協議会</li> <li>旭グリーンネット会議理事会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーによる教育相談(生徒)</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中合同職員会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3校交流学习</li> <li>情報モラル研修会(生徒・教職員)</li> <li>心と体のさわやか参観日</li> <li>教育相談期間(担任)</li> <li>生徒総会</li> </ul>	毎週木曜日 <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーによる思春期グローイングハートプロジェクト授業(生徒・教職員)、教育相談(生徒)</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中合同職員会議</li> <li>学校運営協議会</li> <li>旭グリーンネット会議総会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級目標の振り返り</li> </ul>	心のアンケート実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーによる教育相談(生徒)</li> <li>学期末個人懇談</li> <li>市教委との連携による事例研究(教職員)</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中合同職員会議</li> <li>いじめ対策委員会(学校運営協議会長、PTA執行部参加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の祭りに参加</li> </ul>	毎週金曜日 <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーによる教育相談に関する研修(教職員)</li> <li>萩市人権教育指導者養成講座に参加(教職員)</li> <li>地域の祭りに参加</li> <li>親子作業、クリーン作戦</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中合同職員会議</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーによる思春期グローイングハートプロジェクト授業(生徒・教職員)、相談(生徒)</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中合同職員会議</li> <li>学校運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談期間(担任を含め生徒希望による教員)</li> <li>心と体のさわやか参観日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーによる教育相談(生徒)</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中合同職員会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3校交流学习</li> <li>人権教育参観日</li> <li>地域の祭りに参加</li> </ul>	情報交換会実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>クリーン作戦、地域の祭りに参加</li> <li>スクールカウンセラーによる教育相談(生徒)</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中合同職員会議</li> <li>いじめ対策委員会(学校運営協議会長、PTA執行部参加)</li> <li>学校運営協議会</li> <li>旭グリーンネット会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会熟議(3年生参加)</li> <li>学級目標の振り返り</li> </ul>	(年間を通じて) <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーによる教育相談(生徒)</li> <li>スクールカウンセラーによる研修(教職員)</li> <li>学期末個人懇談</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中合同職員会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA執行部会、役員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーによる思春期グローイングハートプロジェクト授業(生徒・教職員)、相談(生徒)</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中合同職員会議</li> <li>いじめ対策委員会(学校運営協議会長、PTA執行部参加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談期間(担任)</li> <li>PTA全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーによる教育相談(生徒)</li> <li>スクールカウンセラーによる研修(教職員)</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中合同職員会議</li> <li>学校運営協議会</li> <li>旭グリーンネット会議</li> <li>本年度のまとめ・いじめ防止基本方針の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級目標の振り返り</li> <li>小中連絡会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーによる教育相談(生徒)</li> <li>学年末個人懇談</li> </ul>



## (2) 早期発見（把握しにくいいじめの発見）の取組

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

### 【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

### 【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

### 【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

## ① 校内指導体制の確立

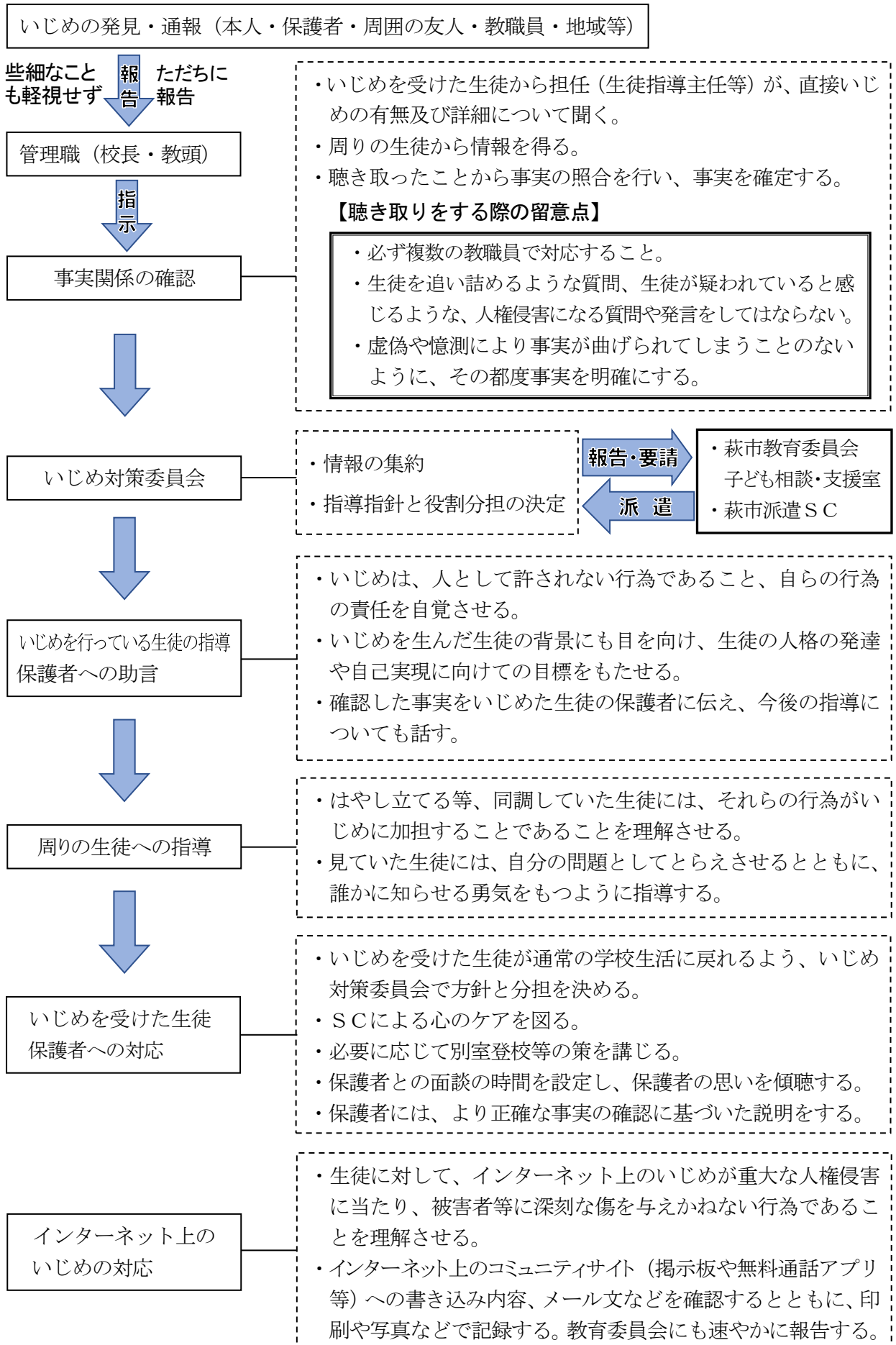
- 生徒指導主任、学年主任、保健主任はもとより養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、SC等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図る。
- 教育相談担当教諭・養護教諭をいじめ対策委員会に加えるなど、校務分掌上適切に位置付け、SC、SSW等の専門家と緊密な連携を図る。
- 学校における様々な取組をいじめの防止等の視点から捉え直し、いじめ対策組織が主体的かつ機動的な組織となるよう、位置付ける。

## ② いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 心のアンケート等の実施（生徒：毎週、保護者：学期に1回）
  - ・毎週木曜日の心のアンケート調査を確実にを行い、実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。
  - ・県教委作成の「学校適応力調査『Fit』」など客観テスト（学期に1回）を通して生徒理解に努める。
  - ・毎日の生活ノートによる生徒の変化をつかむ。
- いじめ早期発見チェックシートの活用
  - ・月末に担任がいじめ早期発見チェックシートに記入することにより、いじめの兆候を見逃さないようにする。
- 信頼感に基づいた教育相談の充実（教育相談週間、SCの活用等）
  - ・担任や担任以外の教職員による教育相談 年間3回（6月・10月・2月予定）
  - ・SCによる相談年間2回（全生徒対象）。生徒の希望等に応じて継続的に随時実施。
  - ・教育相談室等で、悩みを抱える生徒が、他の生徒のことを気にすることなく相談できるよう落ち着いた雰囲気づくりに努める。
  - ・必要に応じて、悩みの解消の方法等について、SCの指導助言を受けるなど、生徒の状況に応じた支援を行う。
  - ・生徒に信頼感や安心感を抱かせるために、教育相談票を活用するなどの取組を行い、どのような悩みでも相談に応じるなど、寄り添った対応を行う。
- 悩みごと等の相談機関の周知
  - 法務局の「子どもの人権110番」「子どもの人権SOSミニレター」や、やまぐち総合教育支援センターの「24時間子どもSOSダイヤル（やまぐち子どもSOSダイヤル）」などの学校以外の相談窓口を、生徒・保護者へ周知する。

### (3) 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）の取組

#### ① いじめに対する対応の流れ



## 校内の情報共有体制「ホウ・レン・ソウ」の徹底

○ 学級担任だけで抱え込まず、ホウ・レン・ソウを徹底する。

- ・小さな情報も、副担任や生徒指導主任、教育相談担当、管理職等で共有するホウ（報告）・レン（連絡）・ソウ（相談）体制を再確認し、徹底する。

<p><b>【報告】 = 正しく行う</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪いことほど早めに</li> <li>・具体的に分かりやすく</li> <li>・経過報告を忘れずに</li> </ul>	<p><b>【連絡】 = 素早く行う</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マメさと心配りを忘れずに</li> <li>・簡潔に分かりやすく</li> <li>・伝わったかどうか必ず確認</li> </ul>	<p><b>【相談】 = 余裕をもって行う</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談のポイントを整理して</li> <li>・早め早めの相談を</li> <li>・経過・結果の報告も忘れずに</li> </ul>
--	---	--

○ 情報整理の際には、次の様式の記録用紙にまとめ、情報共有を図る。

教育相談等記録用紙（様式）

該当生徒					
日 時	令和 年 月 日（ ） : ~ :				
場 所					
担 当					
内 容					
<p>（簡条書きで）</p> <p>Q「.....」</p> <p>A「.....」</p> <p>Q「」</p> <p>A「」</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>	<p style="text-align: center;">いじめの四層構造(※)を踏まえ、内容、時期、関係した生徒などについて明確にし、5W1H(※)に留意して、記録する。</p> <p style="text-align: center;"><b>※5W1H</b></p> <p style="text-align: center;">when : いつ、 where : どこで、 who : 誰が、 what : 何を、 why : なぜ、 how : どのように</p> <p style="text-align: center;"><b>※いじめの四層構造</b></p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">いじめを受けている者（被害者）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">いじめを行っている者（加害者）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">周りではやしたてる者（観衆）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">見て見ぬふりをする者（傍観者）</td> </tr> </table>	いじめを受けている者（被害者）	いじめを行っている者（加害者）	周りではやしたてる者（観衆）	見て見ぬふりをする者（傍観者）
いじめを受けている者（被害者）					
いじめを行っている者（加害者）					
周りではやしたてる者（観衆）					
見て見ぬふりをする者（傍観者）					

○ 学校内だけで抱え込まず、関係機関等との情報共有を徹底する。

学校内だけで情報を止めることがないように、発生の段階から萩市教育委員会の指導主事や事案によっては萩警察署の生活安全課等と情報を共有しておくことで、萩市教育委員会や萩警察署との連携をスムーズに行うことができる。

○ 「いじめ対策委員会」で情報を整理し、対応方針を決定する。

集められた様々な情報を「いじめ対策委員会」を通して整理し、対応方針についてしっかり話し合う。その際、SCやSSW等の専門家の意見、必要に応じて、PTAや学校運営協議会の意見も積極的に取り入れる。

## ② いじめのアフターケア

一旦「いじめがなくなった」ように見えても、更に偽装化、陰湿化され、いじめが継続している場合もあるため、「いじめをやめること」と「いじめがなくなること」は違うとの認識が重要である。いじめが解消している状態に至った上で、関係した生徒の事後の様子を継続的に注視し、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、両者の関係修復を図るなど、当事者や周りの者を含む集団に寄り添った対応を行う。

## (4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの条件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ① いじめに係る行為が少なくとも3か月は継続して止んでいること

教職員は、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察をする。

## (5) 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

いじめの重大事態については、山口県いじめ基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対応する。

重大事態とは以下の場合をいう。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ※ 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」とは次のようなケースが想定される。
    - ・生徒が自殺を企図した場合
    - ・身体に重大な傷害を負った場合
    - ・金品等に重大な被害を負った場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
  - ※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合は、学校または萩市教育委員会が該当の可否を判断する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
  - ※ その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

- ① 当該事案が重大事態と判断したときには、萩市教育委員会へ速やかに事態発生について報告する。
- ② 調査主体が学校の場合、市教育委員会が派遣したいじめ対策学校アシストチームと協力して調査を行う。
- ③ 調査主体が、市教育委員会の場合、教育活動に支障が生じる恐れがある場合を除き、全面的に協力する。
- ④ 重大事態に至る要因となった事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- ⑥ いじめを受けた生徒やその保護者に対して情報を適切に提供する。

## 重大事態対応フロー図

### 《いじめの疑いに関する情報》

- 第22条「いじめ対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

### 《重大事態の発生》

- 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長等に報告）
  - ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
  - イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## ◎教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

### 《学校が調査主体の場合》

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ◇ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ※ 第22条に基づく「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

#### ◇ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 調査主体に不都合なことがあっても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ◇ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ アンケート結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査前に、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ◇ 調査結果を教育委員会に報告（※教育委員会から市長等に報告）

- ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ◇ 調査結果を踏まえた必要な措置

### 《教育委員会が調査主体の場合》

#### ◇ 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力